

広島県

建設産業ビジョン

2016



平成28年3月

広島県

広島県建設産業ビジョン2016 目次

第1章 ビジョンの策定について

1 策定の趣旨	1
2 ビジョンの概要	2

第2章 建設産業のすがた

1 建設産業の役割	3
2 建設産業の現状	6
3 建設産業が抱える課題	9

第3章 地域の社会資本整備の担い手を確保しつづけるための取組

1 取組の方向性	10
2 取組の概要	10
3 取組分野別の取組方針及び取組項目	12
分野Ⅰ 確かな競争力を発揮する建設産業	12
分野Ⅱ 地域を支える建設産業	14
分野Ⅲ 持続可能な建設産業	17
Ⅲ－1 建設事業者の体制の確保	17
Ⅲ－2 建設工事の生産性・品質の向上	19

第1章 ビジョンの策定について

1 策定の趣旨

建設産業は、これまで県民生活に欠くことのできない住宅・商業施設の整備や、生産・物流等の経済活動に不可欠な社会資本整備の担い手として、また、地域経済、特に中山間地域においては、経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしてきました。

また、県民が道路などの公共土木施設を安全で快適に利用できるよう、道路維持業務や除雪などといった社会資本の適正な維持管理の担い手としても活躍してきました。

さらに、大雨や地震などの災害発生時には、地域に精通した建設事業者が応急復旧などの迅速な対応を行ってきており、平成22年7月に庄原市で発生したゲリラ豪雨災害や、平成26年8月に広島市で発生した豪雨災害での対応において、その重要性が改めて認識されたところです。

しかしながら、建設産業は、厳しい経営環境におかれています。

かつて拡大を続けていた建設投資は、県内では平成3年度にピークを迎えた後に減少を続け、平成20年度以降はピーク時の5割を下回っています。

また、建設産業は、高齢化が進み、若年者等の入職者も少ないことから、技術者や技能労働者などの建設産業従事者が不足し、施工体制の弱体化などが懸念されています。

こうしたことから、県内においても、将来的には、地域によっては「社会資本整備の担い手」の空白地帯が発生し、地域経済や県民の安心で安全な生活に支障が出ることに懸念されています。

広島県では、地域の持続的な発展と安全・安心を確保するために、建設産業の進むべき3つの方向性を示し、再生のための環境整備を目的とした「広島県建設産業ビジョン2011」を平成23年8月に策定するとともに、ビジョンの中の市場環境整備の取組をより具体化するためにその下位計画である「入札契約制度中期計画」を策定して取組を行ってきました。

このビジョンに沿った5年間の取組により、市場環境整備としては、県の入札契約制度は確実に進展しましたが、市場環境整備以外は見える取組の成果が得られるまでにまだ時間がかかるなど課題も残っています。

今回、ビジョンの上位計画である「社会資本未来プラン」が見直されたことや、「広島県建設産業ビジョン2011」の計画期間が終了することから、新たに「建設産業ビジョン」と「入札契約制度中期計画」を統合した「広島県建設産業ビジョン2016」を策定しました。

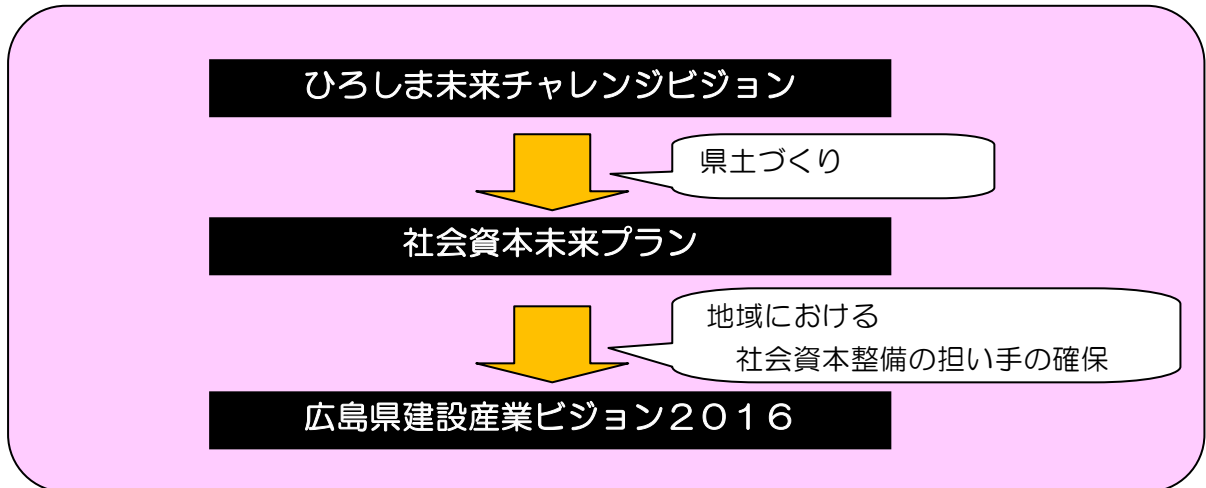
「社会資本未来プラン」において、社会資本マネジメントを効率的・効果的に行っていくために「公共事業の担い手の確保」を施策の1つに掲げて取り組むこととしており、その関連計画である「広島県建設産業ビジョン2016」に沿って、将来にわたって「地域における社会資本整備の担い手が確保されつづけている状態」に向けて具体的な取組を実施していくこととしています。

2 ビジョンの概要

(1) 計画の位置付け

「広島県建設産業ビジョン2016」は、県の総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」が目指す県土の将来像を実現するための社会資本マネジメントの基本方針として策定している「社会資本未来プラン」が掲げる施策の一つである「公共事業における担い手の確保」を実現するための取組方針を定めた関連計画です。

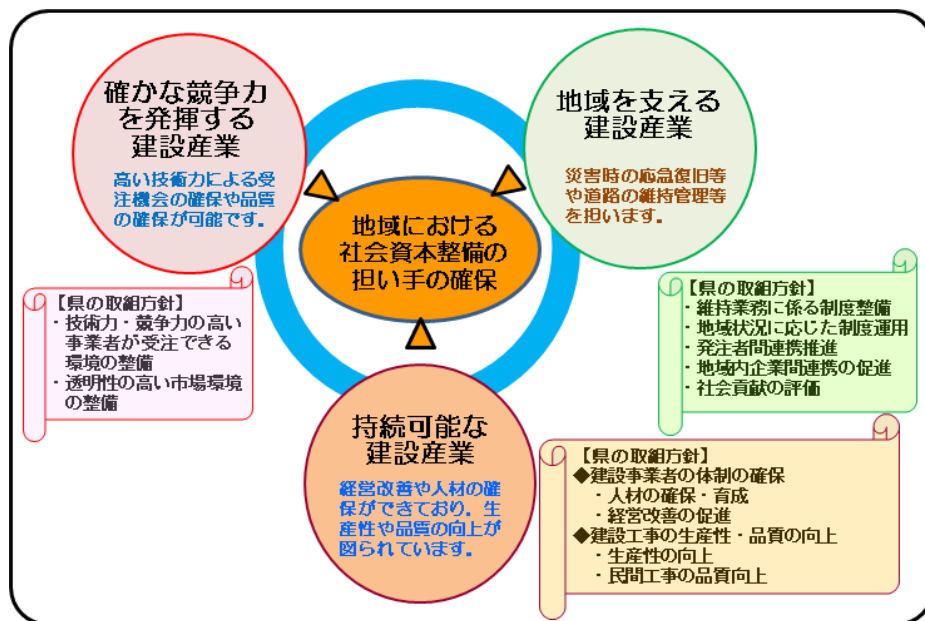
【計画の体系図】



(2) 計画の概要

「地域における社会資本整備の担い手が確保されつづけている状態」の実現に向けて、「確かな競争力を発揮する建設産業」「地域を支える建設産業」「持続可能な建設産業」の3つの取組分野に区分し、それぞれの分野において、公共事業に係る市場環境整備を柱として取組方針を定めたものです。

【建設産業ビジョン2016のイメージ】



(3) 計画期間

平成28年度～32年度（5年間）

第2章 建設産業のすがた

1 建設産業の役割

県内の建設事業者は、公共工事の直接の担い手であるのみならず、地域の重要な産業として多くの就業機会を提供するなど、県の地域経済の発展や、安全・安心な県土づくりに欠かせない役割を担っています。

(1) インフラ整備の担い手

道路、河川、港湾、公共建築物などの社会インフラは、安全で快適な県土づくりに欠かせないものであり、既存の施設を含め、リニューアルや新設を適切に行いながら、将来の世代に引き継いでいくことが必要です。

社会インフラの建設は、高い安全性を確保するとともに、現場ごとに異なる自然条件を考慮しつつ行うものであり、様々な分野の専門知識と、様々な技能を必要とするものです。

建設産業は、多くの経験の積み重ねと、常に進歩する新しい技術を駆使し、より良いインフラ整備を行う重要な役割を担っています。

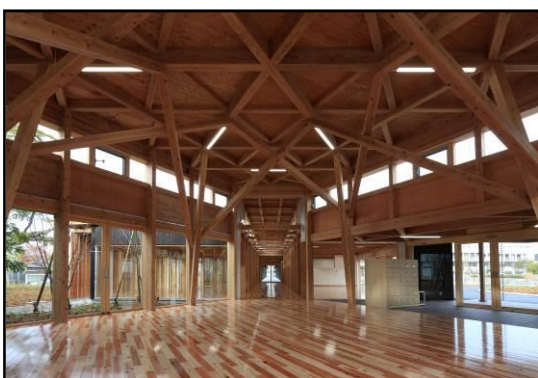
【臨港道路廿日市草津線 新八幡川橋】



【県道高根島線 内の浦トンネル】



【広島県立大崎海星高等学校管理棟】



【庄原ダム】



(2) 地域の安全・安心の担い手

ア 日常の維持管理

公共施設を快適に利用できるように、道路の巡視・維持修繕・清掃・除草・設備点検などの日常の維持管理を行うとともに、積雪時期は、昼夜・休日を問わず、道路の除雪作業・凍結防止剤の散布を行うなど、地域の建設事業者は、地域の安全・安心を守る重要な役割を担っています。

分野	維持管理業務
道路	日々の道路巡視，除雪，道路施設（舗装・側溝・安全施設・道路照明等）の維持修繕，道路脇の除草，植栽管理など
河川	河川施設（水門，堰，揚水機場，排水機場等）の維持修繕・設備点検，堆積土の撤去，堤防の除草，ダムの設備点検，水位上昇時の水門の開閉 など
砂防	砂防・急傾斜地崩壊対策施設等の維持修繕，地震計の保守点検 など
港湾	港湾・漁港施設の維持修繕，高潮時の防潮扉の開閉 など



イ 緊急時の対応

台風・地震・豪雨等による突発的な災害や事故発生時には、情報収集のため迅速に巡回を行い、状況に応じて、道路の通行の確保、被害の拡大防止のための措置、地域のライフラインの復旧・確保などの初動対応を行うなど、地域の防災の重要な役割を担っています。

【災害復旧状況】



(3) 地域の経済や活動の担い手

建設事業者は、経済の活性化や雇用の維持・確保の面においても社会に貢献しており、特に中山間地域においては、経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしています。

また、その他にも、様々な形で地域に貢献しています。

【地域貢献の取組事例】

地域貢献	内容
広島県公共土木施設災害支援制度（無償ボランティア）	制度に基づく支援団体として登録し、巡回や被災状況の把握、応急対応などの社会貢献活動をしています。
社会資本維持管理活動への貢献	広島県アダプトシステムにおける活動団体としての認定を受けて、道路・河川の美化・清掃などに取り組んでいます。
消防団への加入促進	消防団員として活動する建設産業従事者の環境整備に向けて、県内の建設事業者は積極的に協力しています。
協力雇用主の活動	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力しています。

2 建設産業の現状

県内建設産業は、公共事業の減少などによる経営状況の悪化や、建設産業従事者の高齢化等による人材不足が懸念されるなど、厳しい状況にあります。

(1) 県内建設投資と許可業者数

建設投資額は、平成3年度の2兆481億円をピークとした後、平成24年度には7,375億円(64%減少)まで落ち込みましたが、平成26年度には8,742億円まで回復しています。

これに対し建設業許可を有する事業者数は、平成11年度の15,135者をピークに平成26年度末時点で11,817者に減少していますが、減少率は約22%と建設投資額の減少率に比べ緩やかです。

建設投資・事業者数の推移は全国の状況と極めて類似しており、本県の建設産業も過剰供給構造となっています。

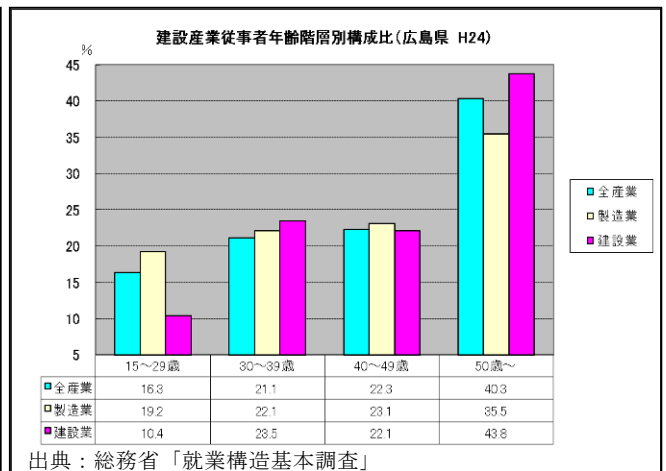
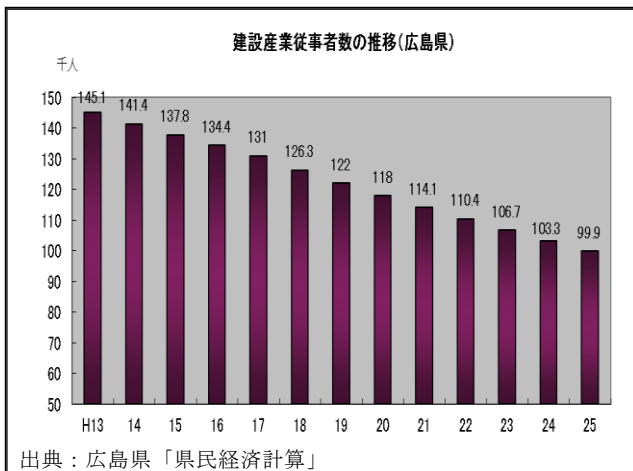
建設投資の急激な減少に対し、業者数は緩やかな減少 ⇒ **過剰供給構造**

- ・建設投資 H3 (ピーク) 20,481億円 → H26 8,742億円 (▲57%)
- ・許可業者 H11 (ピーク) 15,135者 → H26 11,817者 (▲22%)

(2) 県内建設産業従事者

県内建設産業の従事者数は、平成13年度の14万5千人から平成25年度には10万人へと、11年間で4万5千人、約31%減少しています。

年齢構成では、20代以下の若年層の割合が約10.4%と低く、50歳以上の割合が43.8%を占め、他産業と比べても高齢化が進行しており、建設産業従事者の確保や育成が喫緊の課題となっています。



(3) 労働環境

建設産業の労働環境は改善されつつあるものの、依然として他産業に比べて労働時間が長く、労働災害も比較的多い傾向にあります。

(4) 建設工事の施工体制

建設工事は、様々な専門工事が含まれるため、元請、1次下請、2次下請、3次下請といった重層構造になりがちです。

経費に占める外注費割合について、全産業で約14%、製造業で約10%であるのに対し、建設産業は約47%と高いことも特徴です。

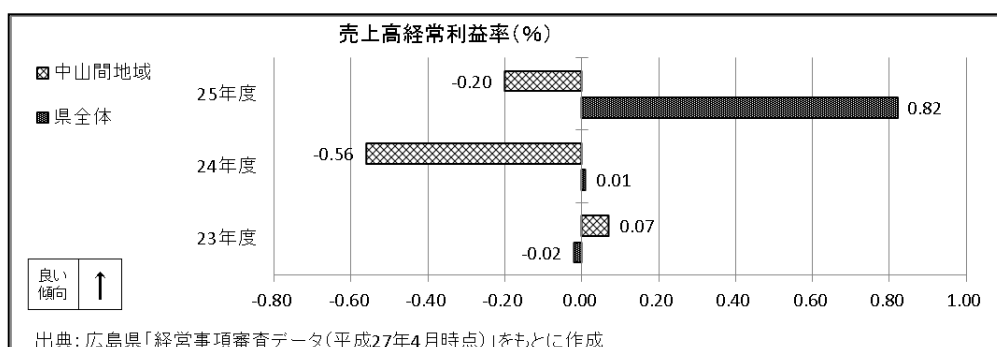
(5) 県内経済における建設産業

県内建設産業の生産額は、建設投資の減少に伴い、平成15年度の6,038億円から平成25年度には4,979億円へと約18%減少しています。

県全体の生産額に占める構成比は、平成15年度の5.5%から平成25年度には4.6%と減少しており、県経済への影響力は落ちていますが、中山間地域では10%を超えている町もあり、依然として重要な産業のひとつであると言えます。

(6) 中山間地域の建設産業

中山間地域の事業者の収益性をあらわす売上高経常利益率の平均は、県全体平均と比べて低く、厳しい経営状況となっていることがうかがえます。



(7) 倒産の状況

近年の県内建設事業者の倒産件数を見ると、平成13年度と平成14年度が同じ143件で最も多く、その後は減少に転じ、平成15年度以降はおおむね100件以下で推移しています。

倒産件数全体に占める建設産業の割合は、平成24年度までは30%以上の高止まりを示していましたが、平成25年度以降は20%程度で推移しており、一時期よりは状況が上向いています。

(8) 県建設工事入札参加資格者の状況

ア 入札参加資格者数の推移

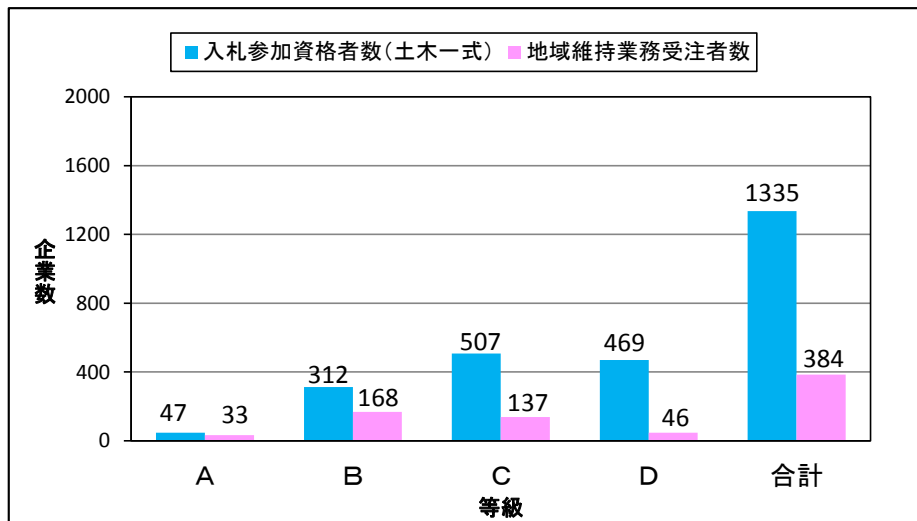
県内の建設工事入札参加資格者数は、平成 23・24 年度当初認定時(H23.4)の 2,571 者から、平成 27・28 年度当初認定時(H27.6)では 2,273 者と減少しています。

イ 地域維持業務の担い手の状況

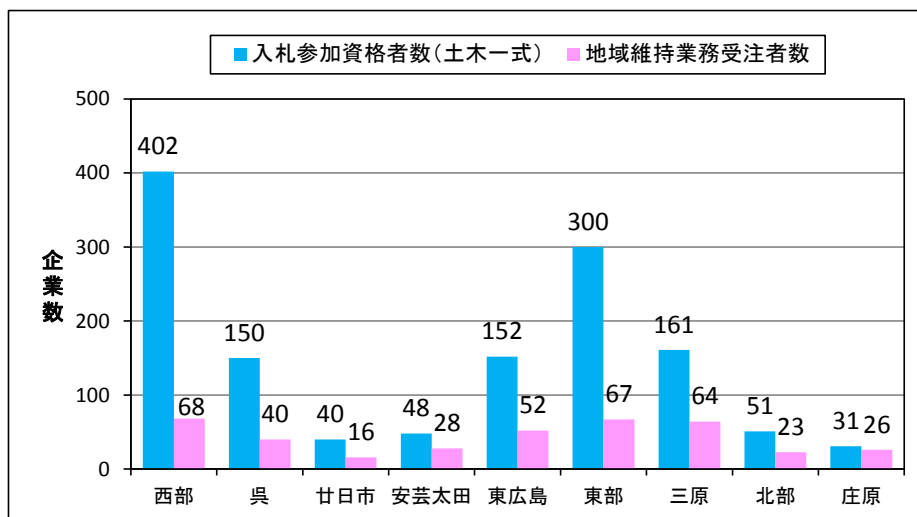
平成 25 年度～平成 27 年度に県内で地域維持業務を担ったことがある事業者数は 384 者となっています。

地域によって地域維持業務の担い手数や事業者の規模等に大きな差が生じている実態があり、現時点では担い手の空白地帯は発生していませんが、将来的にはその発生が懸念されています。

【県全体の地域維持業務の受注者の状況】



【地域別の地域維持業務の受注者の状況】



(9) 不透明な将来の見通し

今後の公共事業費の減少や民間投資の増加が見通せないことから、積極的な人材確保や設備投資等が行いにくい状況にあります。

3 建設産業が抱える課題

県内の建設事業者は、経営状況の悪化や建設産業従事者の不足、工事品質問題など、様々な課題を抱えています。

(1) 公平で適切な競争環境の実現

高い影響力、技術力を有しながら受注が確保できない建設事業者の存在は、安全・安心の担い手の確保を阻害するものであり、より公正で透明な競争の促進や不良・不適格業者の排除が可能な環境が求められています。

(2) 経営状況の悪化

売上高経常利益率は、全国平均は平成 24 年度にプラスに転じており、経営状況の改善が見られますが、広島県は依然としてマイナスで推移し、収益の回復が遅れていることから、経営体質の改善や生産性の向上に取り組んでいく必要があります。

(3) 建設産業従事者の不足

建設投資の減少などにより、新規の採用を見送ってきたことから、高齢化が進み、技能の承継を含め、近い将来における従事者の確保が課題となっています。

(4) 工事品質問題の続発

民間工事における工事品質問題が相次いで発覚しており、県民の安全・安心を損なう恐れがあることから、民間工事の品質向上に向けて、官民一体となって取り組んでいく必要があります。

第3章 地域の社会資本整備の担い手を確保しつつづけるための取組

1 取組の方向性

「地域における社会資本整備の担い手が確保されつつづけている状態」の実現に向け、4つの取組の方向性を整理しました。

- (1) 技術力・競争力の高い事業者が受注できる環境を整備し、公平性を確保しつつ優良な担い手の存続を図っていきます。
- (2) 県だけではなく市町と連携して取り組むことで、各地域において市場環境整備の加速化を図っていきます。
- (3) 全県一律ではなく、地域の実情に応じた取組を検討することで、地域ごとの担い手を確保していきます。
- (4) 建設事業者の経営改善や人材育成・確保などの体制確保については、一義的には事業者の自らの努力に委ねることとし、関係団体等と連携してそれぞれの取組を支援することで持続的に担い手を確保していきます。

これらの方向性に沿って、県の取組を「確かな競争力を発揮する建設産業」、「地域を支える建設産業」、「持続可能な建設産業」の3つの分野に区分しました。

2 取組の概要

「確かな競争力を発揮する建設産業」、「地域を支える建設産業」、「持続可能な建設産業」の3つの分野におけるそれぞれの取組により、相乗的に効果が発揮できるよう、5年間で様々な取組を進めていきます。

取組分野	県の取組方針	取組項目
確かな競争力を発揮する建設産業	1. 技術力・競争力の高い事業者が受注できる環境の整備	総合評価落札方式の対象拡大・運用改善
		新技術・新工法の活用促進(老朽化対策等)
		工事成績条件付一般競争入札の試行
		優良建設工事の表彰制度の適切な運用
地域を支える建設産業	2. 透明性の高い市場環境の整備	契約手続適正化・品質確保に向けた取組
		不正行為の排除の徹底(入札制度改正など)
	3. 維持業務に係る制度整備	業務種類別になっている現行制度の統合整理など
	4. 地域状況に応じた制度運用	地域の状況に応じた制度運用の柔軟化
		適正な受注確保に向けた制度の確立
	5. 発注者間の連携の推進	市町との連携の仕組みづくりと具体連携施策検討(資格統合, 制度統一, 共同発注, 発注計画公表ほか)
	6. 地域内企業間の連携の促進	合併促進, 協業化や地域維持型JV等検討
7. 社会貢献の評価	地域貢献への取組評価の拡充(消防団等の資格反映)	

取組分野		県の取組方針	取組項目
持続可能な建設産業 (※新たな課題にも対応)	建設事業者の体制の確保	8. 人材の確保・育成	業界と共同での就職説明会の実施
			労働環境の改善（社会保険未加入対策強化）
			技術者・技能労働者の教育支援（教育訓練など）
			講演会の開催，現場見学会の実施
		9. 経営改善の促進	公共工事の将来見通しの提示（整備計画等）
			経営改善に向けた相談機会の確保（相談窓口の設置）
			経営セミナー等の実施
	建設工事の生産性・品質の向上	10. 生産性の向上	施工時期の平準化（債務の活用など）
			地域での発注時期調整等の可能性検討・実施
			不必要な重層下請の防止（施工体制台帳の確認など）
			国の施策を受けた重層構造対策
			適正な工期の確保
		11. 民間工事の品質向上	ダンピング対策の強化
			品質向上に向けた建設業法上の指導・監督強化
			業界との品質向上方策検討・実施

3 取組分野別の取組方針及び取組項目

分野Ⅰ 確かな競争力を発揮する建設産業

目指す姿

高い技術力による受注機会の確保や品質の確保が可能です。

取組方針

1 技術力・競争力の高い事業者が受注できる環境の整備

技術力・競争力の高い事業者が受注できる環境の整備に向け、これまで総合評価落札方式の本格実施や適用の拡大、工事成績条件付一般競争入札の試行などを実施しており、継続して取組を進めていきます。

【主な取組】

1-1 総合評価落札方式の対象拡大・運用改善

(1) 適用基準・評価項目等の改善

技術力の高い事業者が適正に評価されるよう、適用基準や評価項目等について改善していきます。

(2) 技術提案の評価

優秀な技術力に基づく技術提案を適正に評価することで、技術力の高い事業者が受注できる環境を整備します。

1-2 新技術・新工法の活用促進

(1) 長寿命化技術活用制度の活用・促進

維持管理に係るコスト縮減など長寿命化に資する技術を民間等から募集し、県内公共事業での活用を促進していきます。

(2) 各社固有の技術力の評価・採用

総合評価落札方式の技術提案や契約後VE方式などの積極的な活用により、各社固有の技術力による提案を評価・採用していきます。

1-3 工事成績条件付一般競争入札の試行

(1) 資格要件等の改善

技術力の高い事業者が受注しやすいよう、平均工事成績点などの資格要件について改善していきます。

1-4 優良建設工事の表彰制度の適切な運用

(1) 適切なインセンティブの設定

建設事業者の技術力向上を促進するため、表彰実績を入札参加資格審査や総合評価落札方式などに適切に反映します。

2 透明性の高い市場環境の整備

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律（入契法）」に基づき、入札契約手続きの公正性・透明性を確保するために、談合等の不正行為を行う建設事業者の排除を徹底するとともに、ダンピング受注による下請業者へのしわ寄せを防止するなどの取組を行っています。

【主な取組】

2-1 契約手続適正化・品質確保に向けた取組

(1) 契約手続きの公表内容の充実

入札契約手続きの透明性を高めるため、「広島県の調達情報」ホームページの「入札情報」「入札結果」「契約結果」などの内容をより一層充実していきます。

(2) 再苦情申立ての第三者機関での審議

入札及び契約の過程に係る再苦情等を広島県公共工事入札監視委員会（第三者機関）が審議する仕組みにより、透明性を確保します。

(3) ダンピング対策の強化

適正価格での競争を促進し、下請企業などへのしわ寄せや品質低下の防止の強化を図るため、低入札価格調査制度などの適正な運用に努めていきます。

(4) 完成後調査の実施

下請への支払関係や施工体制などにおける不当案件の有無を確認するため、低入札価格調査制度を経て契約した工事などを対象に完成後調査を行っていきます。

(5) 工事費内訳書による適正な見積に基づく応札の促進

適切な見積による応札や、元請・下請の合意に基づく応札を促進するため、工事費内訳書の運用を改善していきます。

(6) 工事施工中の施工体制確認強化

不良・不適格事業者の排除、施工業者への建設業法及び約款遵守の意識啓発、適正な元請・下請関係の確保などのため、施工体制等立入点検を強化していきます。

2-2 不正行為の排除の徹底

(1) 指名除外基準の必要な見直し

不正行為を排除するため、現行の指名除外基準を適切に運用し、必要に応じた見直しを実施します。

(2) 外部からの働きかけ・談合行為の防止

入札契約事務に関する職員に対する外部からの働きかけ及び情報提供要求に対して組織として適切な対応を徹底するとともに、談合情報に対して迅速かつ的確に対応していきます。

(3) 暴力団排除の徹底

捜査機関等との連携をとりながら、県発注工事等からの暴力団排除の徹底を図っていきます。

(4) 社会保険等未加入対策の実施

建設事業者の社会保険等（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険）の加入を促進し技能労働者の労働改善を図るため、社会保険等未加入対策を実施します。

分野Ⅱ 地域を支える建設産業

目指す姿

災害時の応急復旧等や道路の維持管理等を担います。

取組方針

3 維持業務に係る制度整備

災害時の初動対応や日常の維持管理での緊急対応、昼夜問わずの除雪作業などの地域維持業務は、受注する地域の建設事業者にとって大きな負担となっています。受注者が適正な利益を確保し、施工体制に過度な負担がかからないような制度の整備に向けて検討していきます。

【主な取組】

3-1 業務種類別になっている現行制度の統合整理など

(1) 地域維持型契約方式（複数年・一括）の試行

施工の効率化と施工体制の安定的確保を図り受注しやすい環境を確保するため、地域維持型契約方式により、複数年での契約や異なる事業を地域単位で一括発注する契約を試行していきます。

(2) 入札契約制度の改正

地域維持業務において、適正な競争と業務の品質を確保するため、一般競争入札・低入札価格調査制度などについて建設工事に準じた制度を導入します。

(3) 適切な予定価格の設定

現場の実態に適合し、適正な利潤が確保されている予定価格とするため、必要経費の算出方法や積算基準の見直しを行っていきます。

(4) 地域の実情に応じた発注方法の導入

地域で必要な施工能力を確保するため、市町との共同発注や事業者の協業化などの発注方法の導入について検討します。

取組方針

4 地域状況に応じた制度運用

地域の担い手の状況は、地域によって大きく差があり、全県一律の制度運用では将来的に円滑な施工や調達に支障を生じることが懸念されます。公正で透明な競争環境を確保しつつ、各地域の状況に応じて、適正な受注確保が可能な制度設計や柔軟な制度運用について検討していきます。

【主な取組】

4-1 地域の状況に応じた制度運用の柔軟化

(1) 入札参加要件の設定

地域において円滑な工事発注が行えるよう、地域の状況に応じた一般競争入札の入札参加要件（地域要件等）の見直しについて検討します。

4-2 適正な受注確保に向けた制度の確立

(1) 工事成績条件付一般競争入札の試行（再掲）

地域の技術力の高い建設事業者の受注機会を拡大するため、工事成績条件付一般競争入札の活用を図っていきます。

(2) 地域の優良な建設事業者の受注確保に向けた制度検討

地域の優良な建設事業者が適正に受注できるよう、継続して入札契約制度について検討していきます。

取組方針

5

発注者間の連携の推進

地域において、高い競争力・技術力を有する建設事業者が存続していくためには、地域においても市場環境の整備を推進していくことが必要です。公共工事の発注規模は、広島市を除く県内市町をあわせるとほぼ県と同等の市場規模であり、市町とあわせて市場環境整備を行うことは非常に効果的であると考えられます。現時点では、入札契約制度は、市町ごとに独自のルールで運用されている状況であり、市町と連携した効率的・効果的な市場環境整備に取り組んでいきます。

【主な取組】

5-1 市町との連携の仕組みづくりと具体連携施策検討

(1) 入札契約制度・参加資格認定基準の整備

地域の優良な建設事業者が適正に受注できるように、市町と連携して入札契約制度を整備していきます。

(2) 市町の入札契約制度整備の支援

地域の優良な建設事業者が適正に受注できるように、市町の入札契約制度の水準向上に向けて支援します。

(3) 市町との共同発注への検討

地域維持業務などを地域で効率的に行うため、共同発注について検討していきます。

(4) 発注計画の公表

建設事業者が受注計画を明確に立てやすくなるよう、市町と連携して発注計画を公表していきます。

地域内企業間の連携の促進

地域によっては、建設事業者の不足や経営規模が小規模であるなどの事情で、将来的には必要な業務の円滑な実施に支障が生じる懸念があることから、合併促進、協業化や地域維持型 J V 等、施工能力のある担い手の確保に取り組んでいきます。

【主な取組】

6-1 合併促進、協業化や地域維持型 J V 等による企業間連携を検討

(1) 合併特例の継続・運用改善

地域における施工能力を確保する手段としての企業合併を促進するため、合併した企業への優遇措置を行います。

(2) 協業化や地域維持型 J V 等の運用の検討

地域維持業務において施工能力を確保するために、協業化や地域維持型 J V 等の運用を検討していきます。

社会貢献の評価

地域を支える建設事業者の多くは、様々な形で地域に貢献しています。そのような地域を支える建設事業者の取組を支援するため、入札参加資格認定における評価項目の拡大などを検討していきます。

【主な取組】

7-1 地域貢献への取組評価の拡充

(1) 主観項目における社会貢献の評価の検討

建設事業者の地域貢献の取組を促進するため、消防団協力事業所や協力雇用主などの評価項目拡大を検討していきます。

分野Ⅲ 持続可能な建設産業

目指す姿

経営改善や人材の確保ができており、生産性や品質の向上が図られています。

Ⅲ - 1 建設事業者の体制の確保

建設事業者が継続的に存続していくためには、女性の活躍も視野に入れた人材の確保や経営改善などの体制の確保が不可欠です。このため、建設事業者それぞれの取組がより促進されるよう、事業者団体と連携して支援していきます。

取組方針

8 人材の確保・育成

人材確保・育成に向けた取組として、事業者団体と連携して、説明会や現場見学会などを実施しており、継続して取組を進めていきます。

【主な取組】

8-1 業界と共同での就職説明会の実施

(1) 就職説明会など

学生を対象とした県内建設産業についての説明会や、建設産業従事者を確保するための就職説明会を官民一体で積極的に開催します。

8-2 労働環境の改善

(1) 官民連携による労働環境改善に向けた取組

建設産業の労働環境改善のため、社会保険等への加入促進や週休2日制の導入などに向け、官民連携して取り組んでいきます。

8-3 技術者・技能労働者の教育支援

(1) 講習会等の実施

除雪のオペレータ不足解消のための講習会などを、官民連携して実施します。

(2) 国と連携した施策の推進

技術者育成のために、地域建設産業活性化支援事業を活用してアドバイザーを派遣します。

8-4 講演会の開催、現場見学会の実施

(1) 建設工事現場見学会の開催

建設産業の姿を理解してもらうために、小中高校生を対象とした最新の技術を体感できる見学会を開催します。

(2) 講演会の開催

建設産業を広く知ってもらうために、建設産業関係図書のフェアや専門家による講演会を開催します。

【県内の建設業界を知ってもらう説明会】



【大学生現場見学会・意見交換会】



取組方針

9 経営改善の促進

建設事業者が存続するためには、経営の改善が不可欠です。そのために、経営改善に向けた相談機会の確保やセミナーの開催などにより、建設事業者の取組をサポートしていきます。

また、経営の安定化を図るためには、公共工事の将来の見通しを示すことが重要であると考えています。

【主な取組】

9-1 公共工事の将来見通しの提示

(1) 各種整備計画等での投資額の明示

社会資本未来プランの見直しに伴い、新たに策定された「道路整備計画」や「かわづくり実施計画」、「砂防アクションプログラム」などの事業別整備計画の中で、今後5年間の投資見込や事業箇所を明示しています。

9-2 経営改善に向けた相談機会の確保

(1) 国と連携した施策の推進（再掲）

建設事業者の経営改善のために、地域建設産業活性化支援事業を活用してアドバイザーを派遣します。

9-3 経営セミナー等の実施

(1) 経営セミナーの実施

建設事業者を対象とした経営分析や経営改善のためのセミナーを開催します。

【経営改善に向けた取組状況（平成27年度セミナー）】



Ⅲ - 2 建設工事の生産性・品質の向上

取組方針

10

生産性の向上

持続可能な建設産業に向けては、生産性の向上により適正な利益を確保していくことが不可欠です。そのために、施工時期の平準化や地域での発注時期調整等の可能性検討・実施、不必要な重層下請の防止、国の施策を受けた重層構造対策、適正な工期の確保などの生産性向上に向けた建設事業者の取組を関係機関等と連携して支援していきます。

【主な取組】

10-1 施工時期の平準化

(1) 発注見通しの詳細な公表

建設事業者が受注計画を立てやすいように、四半期ごとの公表や適時の見直しを行います。

(2) 債務負担行為等を活用した平準化

発注時期になるべく偏りが生じないように、債務負担行為や繰越制度を活用した発注を行います。

(3) 平準化に向けた契約方式の活用

建設事業者が施工計画を立てやすいように、工事着手日の幅を一定期間持たせた「工事着手日選択型契約方式」の活用を促進していきます。

10-2 地域での発注時期調整等の可能性検討・実施

(1) 他の発注機関との発注時期調整

地域における発注時期平準化のために、建設事務所単位で、他の機関との発注時期の調整に向けた検討を行います。

10-3 不必要な重層下請の防止

(1) 施工体制台帳等の確認

効率的な施工が行われるように、建設業法に基づく施工体制台帳の確認や施工体制立入点検を実施します。

10-4 国の施策を受けた重層構造対策

(1) 国と連携した不要な下請契約の回避に向けた取組

今後示される国の動向を踏まえて、適切な施策を検討していきます。

10-5 適正な工期の確保

(1) 適正な工期の確保

工事の効率性向上のために、真に必要な工期が確保されるよう、事業者団体と連携して支援していきます。

11 民間工事の品質向上

県民の安全・安心を確保するため、民間工事の品質向上のためのダンピング対策の強化や建設業法上の指導・監督強化を行い、業界との品質向上方策の検討・実施などの事業者自体の取組を支援していきます。

【主な取組】

11-1 ダンピング対策の強化

(1) 適正な価格での契約に向けた取組への支援

標準請負契約約款適用や必要経費（法定福利費など）を積み上げた見積による適切な契約が行われるように、事業者団体と連携して支援していきます。

11-2 品質向上に向けた建設業法上の指導・監督強化

(1) 立入検査の充実

民間工事の品質を向上するために、立入検査の実効性がより上がるよう、検査項目や回数の充実を図っていきます。

11-3 業界との品質向上方策検討・実施

(1) 民間工事における工事品質問題への対応検討

多発している工事品質問題の再発を防ぐため、事業者団体と連携して防止策について検討していきます。

広島県建設産業ビジョン2016

平成28年3月

広島県土木建築局
建設産業課・技術企画課

〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL082-513-3822（直通）
